森林を伐採する前にチェックしましょう

皆伐対象

区分	チェック項目	はい	いいえ	該当なし
自然条件	・地質が、花崗岩類・花崗閃緑岩類で過去に崩壊が起きた場所、強風化の箇所ではない。	□	□	□
	・地質が変成岩類で、過去に崩壊が起きた箇所、流れ盤斜面の箇所ではない。	□	□	□
	・0次谷（集水地形）や湧水点が存在しない。	□	□	□
	・急傾斜地（平均傾斜35度以上）ではない。	□	□	□
	・地滑り地形、崖錐、断層ではない。	□	□	□
	・渓畔林（1次谷、2次谷等）ではない。	□	□	□
	・皆伐予定地の近くの道に亀裂等の損傷がないことを確認した。	□	□	□
	・湿性土壌を好む植物（ジュウモンジシダ、リョウメンシダ、イノデ、ミズキ、ジャゴケ、根ゴケ等）が生育していない。	□	□	□
	・民家や道路沿いの急傾斜等、皆伐を控える森林ではない。	□	□	□
	・人工林の立木密度は、1,500本/ha以上、形状比80～90%、樹冠長率20%以下ではない。	□	□	□
	・下層植生の繁茂状況とカバー率が50%以上であることを確認した。	□	□	□
	・重要水源の森林、環境や観光資源として重要な森林ではない。	□	□	□
	・伐採後にシカ等の被害が想定される地域ではない。	□	□	□
社会条件	・保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、自然公園等の伐採制限のある森林ではない。	□	□	□
	・隣接する所有者との間で、境界について確認した。	□	□	□
	・保全対象との距離は、斜面崩壊の恐れがある箇所では40m以上、土石流災害の恐れがある箇所では100m以上離れている（斜面崩壊・土石流災害の恐れがある箇所については41Pを参照）。	□	□	□
伐採作業	・5ha以上の皆伐を行う場合は、伐採区域や伐採時期を分散させるとともに、保護林帯を設けた。	□	□	□
	・急傾斜地（35度以上）や岩石地では、保残木を集団的に配置する計画とした。	□	□	□
	・現場の環境に応じて最適な施業（集材）方法を選択した(例えば、急傾斜地では架線系の作業システム)。	□	□	□
	・保護林帯、残す母樹が損傷しないように留意して作業する。	□	□	□
	・林内での林業機械等の重機の移動は、路面を保護し、必要最小限の移動となる計画とした。	□	□	□
	・枝条類は谷沿いへの集積を避け、また、天然更新地では、山積みを避け分散集積する。	□	□	□
	・伐採現場の道路脇に枝条を山積みにするなど乱雑な枝条処理をしない。	□	□	□
	・車両の通行等で道が損壊しないよう注意し、損壊した場合は管理者に報告し指示に従う。	□	□	□
更新	・1ha以上の皆伐を行う場合は、原則として植栽を行う。	□	□	□
	・植栽後、シカ等の食害が想定される場合は、防護柵等の設置を行う。	□	□	□
	・伐採後にササ等の繁茂が想定される場合は、植栽等により速やかな植生回復を図る。	□	□	□

路網作設対象

※「自然条件」、「社会条件」、「伐採作業」については、上の皆伐対象でチェックしてください。

区分	チェック項目	はい	いいえ	該当なし
作業道 林　道 搬出路	・急傾斜地や谷水への影響が考えられる場所ではない。	□	□	□
	・地形や水の流れを十分検討した必要最小限の規格・延長とする。	□	□	□
	・路網の設置は、遷急点より上部への線形を検討した。	□	□	□
	・まとまった降雨が予想される時期や降雨中、降雨直後の施工は避ける。	□	□	□
	・取水施設の近くに開設する場合は、施設管理者と十分に調整を図る。	□	□	□
	・燃料やオイル類の空き缶などの産業廃棄物は、所定の手続きに従って処分する。	□	□	□
	・作業完了後に森林所有者の確認を受ける。	□	□	□
	・暗渠管や側溝に土砂等がたまってないか適宜確認する。	□	□	□

＜お問合先＞
〒444-2424　愛知県豊田市足助町宮ノ後19-5　豊田市産業部農林振興室森林課
TEL：0565-62-0602　FAX：0565-62-0612　Eメール：shinrin@city.toyota.aichi.jp

豊田市森林保全ガイドライン
【概要版】

2019年
豊　田　市

本ガイドラインは、新・森づくり構想の方針に沿って、豊田市における**森林施業にかかる皆伐、路網作設等**に係る最低限のルールや留意事項を示したものです。
森林の持つ公益的機能を維持し、豊田市民の生活を守るためにも、**施業を検討している森林所有者や事業者は必ず確認しましょう。**

森林所有者の皆様へ

次世代へ豊かな森林を引き継ぐために、森林所有者の一人ひとりの協力が不可欠です。ガイドラインをもとに適切な管理方法を選択してください。

伐採事業者の皆様へ

森林所有者の意向をもとに、ガイドラインに沿った施業を計画・実施してください。

ガイドライン運用の流れ

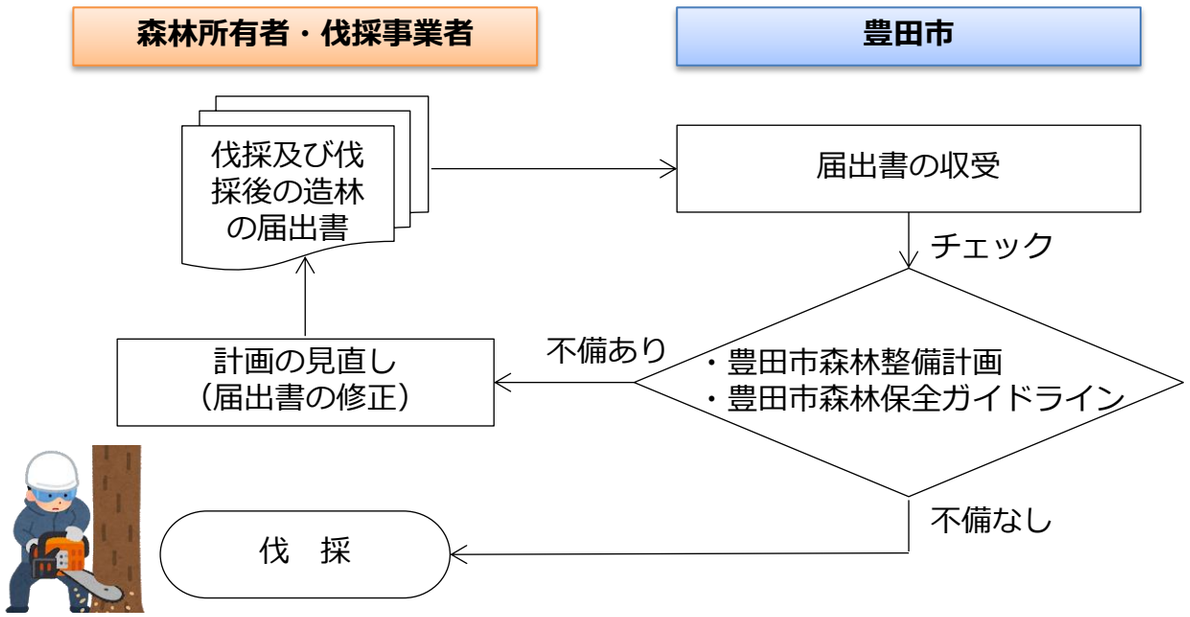

＊土石採取や太陽光発電施設の設置などの開発行為についても、ガイドラインの趣旨を説明し、これに沿った対応を依頼していきます。

伐採計画にあたって

実際の計画にあたっては、豊田市森林保全ガイドライン（本編）と豊田市森林整備計画を確認の上、計画を立ててください。

施業時の留意事項

以下の点に気を付けて施業計画を立ててください。

1 地質の状況

崩壊の危険性が高い**花崗岩類**は豊田市の7割近くの面積に分布しています。また、**変成岩類**も同様に注意が必要な地質です。

花崗岩類 花崗閃緑岩類	変成岩類

2 急傾斜地や0次谷等

平均斜度が**35度以上**の斜面や、**0次谷、崖錐、断層等**は要注意です。

3 渓畔林の保全

渓流（1次谷、2次谷等）の両側**10m**程度に保護林帯を設けましょう。

4 湿性土壌の確認

水分量の多い立地は要注意です。指標植物で湿性度を確認しましょう。

5 法令要件等

対象地が急傾斜地法等の他法令で指定されていないか確認し、担当部署に問い合わせてください。

6 保全対象との距離

土砂災害発生時等に被害を回避するためにも、**民家等の保全対象地**と計画の対象地との距離を条件によっては最大**100m**離しましょう。

7 適切な作業システム

急斜面地ではタワーヤーダ等の**架線系作業システム**の導入を検討したり、湿性土壌地では路網の作設を控えましょう。

8 皆伐面積の設定

本ガイドラインで定める皆伐面積は**5ha未満**です（一部1ha未満）。この皆伐面積に収まるようにしましょう。

9 獣害対策

シカ等の被害痕跡がある場所では防護柵を設置し、植生を保護しましょう。

10 適切な更新

母樹や前生稚樹が存在しない場合は**1,000本/ha**植栽しましょう。

※本ガイドラインの本編をご覧になりたい方は、豊田市森林課HP（https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/soshiki/sangyo/1004515.html）又は裏面に記載の問い合わせ先までご連絡ください。